

講演要旨「中小企業関連税制について」

関東経済産業局中小企業課 坂田 瑛一 税制担当官

- ・ 中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- ・ 今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

1. 平成 30 年度における中小企業関係の税制改正

- ・ 中小企業者が①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する「**先端設備等導入計画**」を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けると、税制支援や金融支援などの支援措置を活用できるほか、認定事業者に対する補助金における優先採択がされるようになった。
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受けた資本金額 1 億円以下の法人及び従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の課税標準を 3 年間ゼロ～1/2 に軽減する特例措置を受けられるようになった。
- ・ 所得拡大促進税制を拡充し、従来の制度から支援を深掘り(控除率 10→15%)するとともに、一部要件を撤廃、簡素化するなど制度を単純化して、幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施。
- ・ 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度の適用期限を 2 年間延長。
- ・ 中小法人が支出した交際費を定額控除限度額（800 万円）までの損金算入する特例措置の適用期限を 2 年間延長。

2. 設備投資関連税制について

- ・ 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、平成 29 年度の税制改正で大きく変わった設備投資関係の税制は以下のとおり。
 - ① **中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例**

中小事業者等が、適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたって 1/2 に軽減される特例措置の対象設備に一定の器具備品・建物付属設備等を追加。
 - ② **中小企業経営強化税制の創設**

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除を選択適用することができる。
 - ③ **中小企業投資促進税制**

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置の対象設備等について一部見直しを行い、適用期限を 2 年間延長。
 - ④ **商業・サービス業・農林水産業活性化税制**

商業・サービス業者等が経営改善設備を取得した場合に、取得価額の税額控除（7%）又は特別償却（30%）ができる措置の適用期限を 2 年間延長。